

# 長良川右岸プロムナードエリアの使用に関する手引き

令和 4年 3月 1日決裁

改正 令和 4年 9月30日決裁

改正 令和 5年 3月31日決裁

改正 令和 6年 3月21日決裁

## 目次

1 概要.....	2
(1)趣旨	
(2)占用区域	
(3)使用できる方	
(4)使用時間	
2 使用申請について.....	4
(1)申請の提出	
(2)事業終了後の報告	
3 使用に伴う費用について .....	4
(1)道路占用料	
(2)電気使用料	
(3)その他	
4 使用上のルール・注意事項について .....	5
(1)すべての使用に共通する事項	
①安全対策	
②ゴミ処理	
③工作物等の夜間残置について	
④搬出、撤去、原状回復、終了点検	
⑤鶏飼開催中について	
⑥関係法令遵守及び使用前の手続きについて	
(2)飲食を伴う事業(露店営業)の実施について	
(3)音出し行為について	
(4)火気・電気の使用について	
(5)その他、使用上のルール	
①搬入搬出時のルール	
②会場デザインルール	
③その他、事業実施の際の注意事項	
5 事業の広報について.....	8
(1)岐阜市ホームページ等で事業概要の紹介	
(2)近隣住民の皆様へのご案内	
(3)ロゴマークの使用	
(4)その他	
6 緊急時対応.....	9
(1)使用中止の基準について	
(2)工作物等の撤去について	
7 苦情対応について.....	10
8 ケンカ・暴力行為・不審者への対応について .....	10
(1)ケンカ・暴力行為への対応について	
(2)不審者への対応について	
9 問い合わせ先 .....	11

# Ⅰ 概要

## (1) 趣旨

長良橋周辺は、古くから河川利用が活発な地域で、長良川の雄大な流れや風光明媚な景観、豊かな自然の癒しを求め、日々、川のほとりを散歩する人々の姿も多くみられ、四季を通じて、多くの市民に親しまれ、岐阜市民の心の拠り所となっています。また、国の重要無形民俗文化財に指定された「ぎふ、長良川の鶺鴒」は、近代以降に船頭や旅館業者をはじめとする多くの地域住民が携わる重要な観光事業として発展し、観覧船造船技術とともに、伝統的な川文化が伝承されています。金華山・岐阜城や岐阜公園等とともに、岐阜市を代表する観光拠点となっており、伝統文化や食文化に触れられるなど観光客にも親しまれています。

岐阜市では、長良川右岸プロムナードエリアをマルシェや各種イベント等の事業により、日常的に人が集い、にぎわいや憩いの場を創出するため、「ぎふ、長良川水辺空間活用協議会」を設置し、地域の合意形成等を図るとともに、中部地方整備局長あて「都市・地域再生等利用区域」指定等に関する要望を行い、令和3年3月19日付け河川敷地占用準則第四章「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例」に基づき、都市・地域再生等利用区域の指定を受けました。

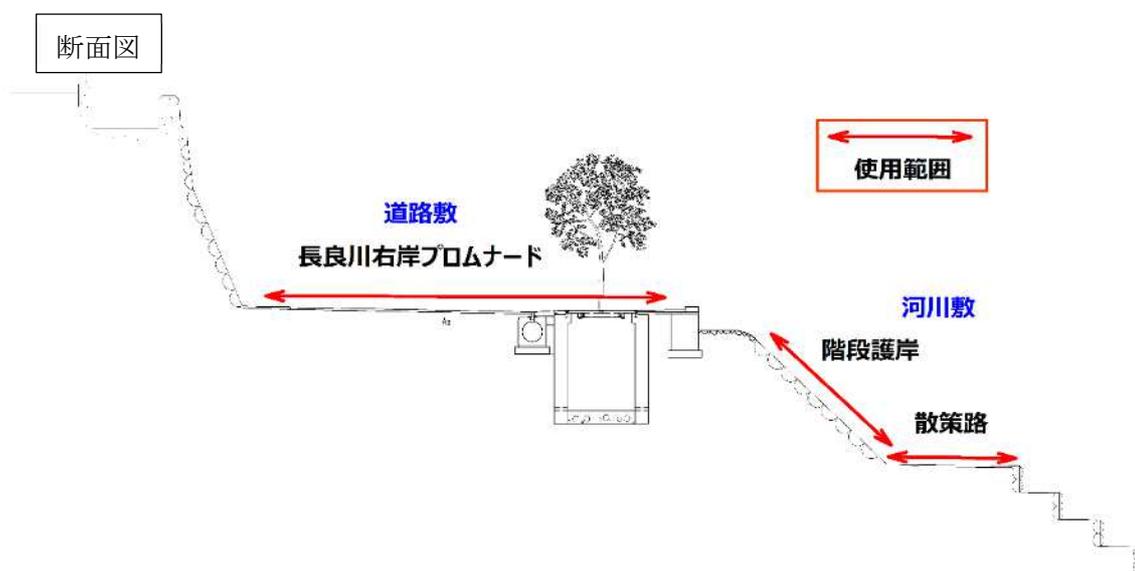
ついで、当該区域の使用を希望する事業者の申請を受け付けします。

## (2) 占用区域

長良川右岸プロムナード(東西約650m)の道路敷及び河川敷。

※使用可能区域は、長良川うかいミュージアム地先(東西約120m)とします。





### (3) 使用できる方

法人又は5人以上で組織された団体。(定款又はこれに準ずる規約等の定めがあること)  
 ただし、中学生、高校生等が学校活動の一環として使用する場合は、この限りではありません。

### (4) 使用時間

午前9時から午後9時までとします。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではありません。  
 なお、午後9時30分までに、テント、広告、装飾等工作物(以下、「工作物等」という。)の撤去を完了すること。

## 2 使用申請について

### (1) 申請書の提出

事務局との事前協議を経た上で、使用日の1か月前までに、使用承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて提出ください。※事前協議は6か月前から受付します。

- ・事業計画書(様式第1号の2)
- ・暴力団排除に関する誓約書(様式第1号の3)
- ・定款、規約又はこれらに類する書類の写し
- ・構成員名簿(住所、氏名、生年月日、連絡先を記入したもの)
- ・工作物等の設置・撤去計画書(様式第1号の4)

※道路敷の使用には警察への届け出が必要です。使用日までに市が発行する使用承認書及び道路占用許可証を持参のうえ、岐阜北警察署にて道路使用許可申請を行っていただき、許可証の写しを速やかに提出してください。

### (2) 事業終了後の報告

事業終了後1か月以内に、事業実施報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて提出してください。

## 3 使用に伴う費用について

占用される場所、設備により、下記の費用が必要となります。

### (1) 道路占用料(市・土木管理課)

岐阜市道路占用料徴収条例(昭和51年岐阜市条例第17号)に基づき、使用者が使用する区域のうち道路敷で占用物件を設ける場合、占用料を納付いただきます。

### (2) 電気使用料(市・ぎふ魅力づくり推進政策課)

電気を使用する場合、電気使用料を納付いただきます。

### (3) その他

道路敷を使用する際には道路使用料、露店等による営業許可には許可申請手数料が発生します。詳細は、「4使用上のルール・注意事項」⑥に各々お問い合わせください。

## 4 使用上のルール・注意事項について

### (1) すべての使用に共通する事項

占用区域を使用いただくにあたって、以下の項目について、使用ルールを定めています。該当する事業をご検討される方は、事前に注意事項を読み、必要な書類や準備をした上で、使用申請をお願いします。

使用上のルールが守れない場合は、市(ぎふ魅力づくり推進政策課)より使用中止を命ずるとともに、今後の使用をお断りさせていただくことがあります。

#### ① 安全対策

- ・事業実施時および搬入出時の安全管理については、使用者側で行ってください。事業を安全に実施できるよう、各自準備対策をお願いします。
- ・沿線の旅館利用者や地元住民の車両を誘導するため、必要箇所に警備員を配置するなど、安全対策をお願いします。また、河川敷のみを使用する場合も、長良川うかいミュージアム等との往来が予想されるため、警備員を配置するなど安全対策をお願いします。
- ・天災、その他、不可抗力の原因により発生した工作物等による事故(盗難、紛失、火災損害等)について、市はその損傷、賠償の責任を負いません。使用者は、工作物等の搬送および実施期間中の管理について、必要に応じて使用者側で保険を掛けるなど適切な対応を講じてください。
- ・新型コロナウイルス感染防止策を講じてください。

- マスクの着用をする。(乳幼児や持病をお持ちの方を除く)
- 来場時の手指消毒・手洗いを徹底する。
- 発熱などの症状や体調がすぐれない方の来場をさせない。
- 人と人の距離を保ち、密にならないようにする。

#### ② ゴミ処理

- ・使用する区域内でゴミが発生する場合は、使用者側でゴミ箱を設置してください。
- ・使用中や設置撤去時に発生したゴミは、すべて使用者が責任を持って持ち帰ってください。
- ・数日間連続で開催する場合も1日ごとにゴミの処理をしてください。夜間のゴミ放置を禁じます。

#### ③ 工作物等の夜間残置について

- ・工作物等を夜間残置する場合は、事前に相談いただき、指定する場所に残置してください。なお、夜間残置時における盗難損傷の責任を負いません。
- ・緊急時には夜間でも迅速な撤去をお願いしますことがあります。

#### ④ 搬出、撤去、原状回復、終了点検

- ・1日の終了時には使用する区域内の整理整頓を確実にし、必要措置を講じてから終了してください。
- ・使用する区域内を汚さないようにし、清潔に保つようにしてください。
- ・実施終了後、工作物等の撤去・ゴミ処理・清掃を行い、使用前の状態に戻してください。
- ・撤去、搬出はあらかじめ申請いただいた事業実施時間内で終了してください。

⑤ 鶺鴒飼開催中について

- ・ 5月11日から10月15日までの鶺鴒飼開催期間中は、鶺鴒飼の妨げにならないよう配慮してください。  
※鶺鴒飼が開始になったら、照明は足元灯やレジ付近の照明に留めるなど周囲への配慮をお願いします。

⑥ 関係法令遵守及び使用前の手続きについて

- ・ 関係法令（河川法、消防法、食品衛生法など）を遵守するとともに、ぎふ長良川鶺鴒飼水辺エリア占用区域使用要領に定める期日までに必要な手続きを行ってください。

◆使用申請するまでに行ってください

- 加入保険
  - ・使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入してください。
- 露店等の開設届出
  - ・火気器具を使用する場合は、下記にて必要な届出の手続きを行ってください。  
岐阜北消防署 予防係(鷺山1769-496) TEL058-231-5308
- 営業許可等
  - ・飲食事業(販売含む)を実施する場合、下記にて必要な営業許可等(臨時営業許可、露店営業許可、営業届出等)の手続きを行い、食中毒対策に関する保険等に加入してください。  
岐阜市保健所 食品衛生課(都通2-19) TEL058-252-7194
- 道路占用許可
  - ・使用する区域において、工作物等を設置して占用する場合、市(下記担当)への道路占用許可にかかる申請手続きが必要となります。申請書類は、ぎふ魅力づくり推進政策課で受付を行います。  
岐阜市土木管理課(司町40-1 16階) TEL058-214-4719

◆使用承認書の交付後に行ってください

- 道路使用許可
  - ・使用する区域の使用に際し、使用日までに下記にて道路使用許可の申請手続きを行ってください。  
岐阜北警察署 交通課規制係(上土居2-2-22) TEL058-233-0110

※各種許可等を得ていない場合は、使用取消となることもありますのでご注意ください。  
なお、申請等費用は使用者負担となります。

(2) 飲食を伴う事業(露店営業)の実施について

- ・メニュー看板、厨房設備等出店に必要な備品設備は、使用者側でご用意ください。なお、内容によっては設置をお断りすることがあります。
- ・食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないよう十分注意してください。

(3) 音出し行為について マイクやスピーカー等を使用する事業

- ・使用する区域の周辺には住居等があります。周辺環境に配慮した事業内容の検討をお願いします。
- ・近隣への影響が大きいと思われる場合には、音の調節や中止をお願いする場合がありますのでご了承ください。

- ・実施中に近隣からの苦情等を受けた場合、事業を中止していただく場合があります。

#### (4) 火気・電気の使用について

- ・書面による申請の場合は使用日の2週間前まで、オンラインによる申請の場合は使用日の7日前までにイベント用コンセント盤の電気使用に関する要領に定める書類を提出する必要があります。
- ・電気を使用する場合は、使用するコンセントの口数に応じて負担する必要があります。納付書払いの場合は、使用日の前日までに電気使用料を支払い、当該期日までに領収書を提出してください。オンライン決済の場合は、使用日の前日までに決済手続きを完了する必要があります。使用日の前日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の場合は、市長が指定する日までに納入手続きを行ってください。
- ・納入手続き後、鍵をお渡しするため、使用日の前日から3日前までの間(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く)の8時45分から17時30分の間に来庁して頂く必要があります。ただし、使用日の前日から3日前が全て休日等である場合等、特別な事情がある場合は、鍵の引き渡し日を指定する場合があります。長良川うかいミュージアム交流体験広場や四阿を同時に使用する場合は、電源盤の鍵の開閉を施設職員が行います。電源盤の使用前と使用後に職員にお声かけください。
- ・納付書払いの場合、鍵の引き渡し時に金融機関の受領印が押された領収書をご持参ください。また、オンライン決済の場合は鍵の引き渡し前までに決済手続きを完了してください。納入手続きを確認後、鍵をお渡します。なお、納入手続きの確認ができない場合は、お渡しすることができません。
- ・鍵は、責任を持って管理し、使用日の翌日(その日が休日等に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い休日等でない日)の8時45分から17時30分の間に返却してください。ただし、他の使用状況等によっては、直ちに返却を求める場合があります。なお、短期間に複数回の使用がある場合など、特別な事情がある場合は、市が指定する日までに返却するものとします。
- ・火気及び電気の使用は使用承認書に記載の使用時間内とします。
- ・電気を使用する場合は、延長コードをご用意の上、ご使用ください。なお、通行人が転倒ないようにコードは可能な限り来場者の動線避けるように這わせ、養生してください。  
※一つのコンセントで合計1500Wまで使うことができます。大容量の機器を使用する際には注意が必要です。
- ・発電機の持ち込みはできません。
- ・鍵を紛失した場合は、弁償していただく必要があります。
- ・使用者の責めに帰すべき事由により、電源盤が故障、破損等した場合には、損害賠償を求めることになります。

#### (5) その他、使用上のルール

##### ① 搬入搬出時のルール

- ・会場での準備や搬入は、あらかじめ申請いただいた利用時間内で作業してください。占用区域に日常的に設置されている設置物の取り外しは出来ません。また、糊付け、くぎ打ち等、原状に戻すことのできない行為はできません。
- ・搬出入等で使用する区域に車両を進入させる場合は、進入経路(東向き一方通行)に従ってください。なお、作業後は速やかに移動させてください。

※車両の通行許可等、岐阜北警察署にて調整をお願いします。

## ② 会場デザインルール

- ・ 工作物等を設置する際は、周囲の景観に配慮した色やデザインなど統一感のあるものとし、華美なものはありません。
- ・ シートをご利用の場合、景観に配慮し、来場者から見える範囲はブルーシートの利用はおやめ下さい。



- ・ テントステージ等の仮設物の設置にあたっては、倒れないよう必要な対策をしてください。特にテントは、場所にかかわらず、全ての脚に必ずウエイトを設置してください。  
※河川敷は風が強いため、60kg程度のウエイト/脚を必要とします。

## 5 事業の広報について

- ・ 事業広報は、使用者側でお願いします。
- ・ 事業の様子を撮影し、市公式ホームページ、SNS、広報ぎふ等の印刷物や広報活動に使用させていただく場合があります。

### (1) 岐阜市ホームページ等で事業概要の紹介

- |              |   |
|--------------|---|
| ① 公式ウェブサイト   | <a href="https://www.city.gifu.lg.jp/">https://www.city.gifu.lg.jp/</a>   |
| ② フェイスブックページ | <a href="https://www.facebook.com/">https://www.facebook.com/</a>         |
| ③ インスタグラム    | <a href="http://Instagram.com/gifusta">http://Instagram.com/gifusta</a>   |
| ④ ツイッター      | <a href="https://twitter.com/city_gifu">https://twitter.com/city_gifu</a> |

### (2) 近隣住民の皆様へのご案内

- ・ 使用日の10日前までに要領第7条第1項第1号の内容について地域住民等に説明を行い周知してください。(ただし、使用形態等を考慮し、当該日より早く地域住民等への周知を求める場合があります。)

※ 鶴匠代表、長良自治会連合会長、旅館(すぎ山、石金)には必ず説明を行ってください。その後、チラシ等の広報物を回覧板等で周知するとともに、自治会未加入者向けにはポスティング等での対応をお願いします。

### (3) ロゴマークの使用

- ・以下のロゴを事業のチラシやフライヤー、主催者側のホームページ、フェイスブックなどに活用いただけますようお願いいたします。

かわまちづくりの取り組みを市民はじめ多くの方々に広く周知し、認知度を高めていくための広報ツールとして、ロゴマークを作成しました。  
このロゴマークは、国土交通省が推進するミズベリング(新しい水辺の活用の可能性を切り開くための官民一体の協働プロジェクト)の公式ロゴマークの川をイメージした水色のデザインを活かし、岐阜市オリジナルとして、金華山、岐阜城のデザインと真ん中に「ぎふ長良川鶯飼かわまちづくり」の文字を入れて、市民はじめ、特に子どもたち、若者に親しみを持ってもらえるようなデザインとしました。



### (4) その他

- ・必要に応じて近隣の市内公共施設、観光施設等にチラシ等を配置することは可能です。

## 6 緊急時対応

### (1) 使用中止の基準について

- ・岐阜市に暴風、大雨、洪水警報のいずれかの発令が予想される場合は、使用中止とします。
- ・事業実施中に、降雨、荒天となった場合、状況によっては、岐阜市より口頭あるいは電話にて指示することがあります。その場合は、速やかに関係者、参加者に伝達し、片づけ、退避誘導等を行ってください。

### (2) 工作物等の撤去について

- ・中止となった場合、工作物等は全て撤去してください。ゲリラ豪雨等、撤去が困難又は危険な場合は一時退避後、様子を見て撤去してください。
- ・出水時における工作物等の撤去計画書を作成してください。
  - ▶天気予報や警報、水位の状態等により、市の判断で中止を指示する場合があります。
- ・使用者は、下記の基準により、工作物等を概ね1時間程度で撤去できるよう、準備待機してください。
  - (A) 長良川右岸プロムナードに設置している場合の撤去開始水位  
長良橋水位が17.5m以上に達し、更に上昇傾向にあるとき。
  - (B) プロムナードの下の散策路(ウッドデッキ)に設置している場合の撤去開始水位  
長良橋水位が15.3m以上に達し、更に上昇傾向にあるとき。
- ・使用者は、設置、撤去に車両や重機等を必要とする場合、基準水位に達する以前※に車両や重機を用意してください。
  - ※降雨の状況などにより水位の上昇スピードは異なりますが、過去の実績から最速30分程度で

0.7m上昇することがあります。従って、上記(A)では長良橋水位が16.8m、(B)では14.6mに達したら車両や重機を用意し、撤去に備えてください。

◆長良橋水位や雨量については、以下のQRサイトよりご確認ください。

長良川の水位情報



降雨の状況



## 7 苦情対応について

◆ 各事業に対する苦情への対応は事業責任者が以下に注意しながら、行ってください。

- ・ 来場者からの苦情に対しては、話を最後までよく聞いてください。
- ・ 話の途中でさえぎらない。否定しない。
- ・ 苦情は、貴重なご意見として、丁寧に伺う姿勢で接してください。

※近隣住民からの音・イベント開催による苦情は、内容により中止・延期・場所変更等をお願いする場合があります。

※苦情を受けた場合は、その内容と対応について、市へ報告するとともに、実績報告書に記載をお願いします。

## 8 ケンカ・暴力行為・不審者への対応について

### (1) ケンカ・暴力行為への対応について

- ・ 来場者同士によるケンカや器物破損などの行為が発生した場合、他の来場者に危害が及ばないよう安全確保を図ってください。
- ・ 緊急を要する場合は、事業責任者が警察へ110番通報し対応を図ってください。警察への通報後は警察の指示に従ってください。

### (2) 不審者への対応について

- ・ 来場者から通報があった場合、事業責任者は直ちに現場へ直行し状況確認を行ってください。状況については、思い込みで判断をせず、通報者・当該者の事情を聞くように努めてください。
- ・ 明らかに泥酔状態で周囲に危害を加える恐れのあることが想定される場合は、事業責任者が警察へ110番通報し、対応を図ってください。警察への通報後は警察の指示に従ってください。

## 9 問い合わせ先

岐阜市ぎふ魅力づくり推進政策課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 庁舎10階

TEL:058-265-3980(直通)

※平日の午前8時45分から午後5時30分まで。(祝日及び12月29日から1月3日を除く)

E-mail:[gifumiryoku-sei@city.gifu.gifu.jp](mailto:gifumiryoku-sei@city.gifu.gifu.jp)

◆平日以外の連絡先

岐阜市守衛室 電話058-265-4141(代表)に連絡をお願いします。

附 則

この手引きは、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この手引きは、令和 4年10月 1日から施行する。

附 則

この手引きは、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

この手引きは、令和 6年 4月 1日から施行する。